

平成 30 年 3 月 12 日

国際学生宿舎入居者 各位

国際学生宿舎主事

火災保険の加入義務について（夫婦・家族室）

国際学生宿舎のすべての入居者は、必ず火災保険に加入しなければなりません。未加入の方は下記を参考に、火災保険に加入し、証明書類を期限までに指定された場所へ提出してください。火災保険への加入が確認できる書類を提出しない場合は入居許可を取り消します。

記

保 険 料：指定なし（※年額 6,000 円程度のものがあります。）

保障内容：①借家人賠償責任補償額が 1,500 万円以上であること。

②個人賠償責任の補償額が 5000 万円以上であること。

※例として、東京海上日動火災保険株式会社が提供する火災保険があります。

証明書類の提出先及び提出期限

一橋大学の学生 : 2018 年 4 月 26 日（木） 国際課

一橋大学以外の学生 : 2018 年 5 月 1 日（火） 所属大学の国際課等

以上

■本件問い合わせ先： 一橋大学国際課学生交流係

TEL : 042-580-8164 EMAIL : int-dorm1284@dm.hit-u.ac.jp